



公告

次の証票は、紛失したので無効とします。

令和3年4月19日

長野県知事 阿部 守一

証票の種類	交付年月日	交付番号	所属	紛失年月日
徴税吏員証	平成30年 4月1日	第44号	長野県中信県税事務所	令和3年 3月29日

税務課

公告

東筑摩郡生坂村における県営いくさか地区北平換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和3年4月19日

長野県知事 阿部 守一

- 縦覧に供する書類
県営いくさか地区北平換地区土地改良事業換地計画書の写し
- 縦覧の期間
令和3年4月20日から令和3年5月21日まで
- 縦覧の場所
東筑摩郡生坂村役場（振興課）

農地整備課

公告

東筑摩郡生坂村における県営いくさか地区南平換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和3年4月19日

長野県知事 阿部 守一

- 縦覧に供する書類
県営いくさか地区南平換地区土地改良事業換地計画書の写し
- 縦覧の期間
令和3年4月20日から令和3年5月21日まで
- 縦覧の場所
東筑摩郡生坂村役場（振興課）

農地整備課

公告

県当中信平左岸地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県知事を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和3年4月19日

長野県知事 阿部 守一

- 縦覧に供する書類
県当中信平左岸地区土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間
令和3年4月20日から令和3年5月21日まで
- 縦覧の場所
松本市役所（耕地課 梓川支所内）
安曇野市役所（耕地林務課）

農地整備課

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

令和3年4月19日

長野県知事 阿部 守一

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和3年度長野県設計積算システム維持管理業務 一式
- 契約に関する事務を担当する室の名称及び所在地
(1) 名称 長野県建設部建設政策課技術管理室
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 随意契約の相手方を決定した日
令和3年3月23日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地
(1) 名称 富士通株式会社長野支社
(2) 所在地 長野市鶴賀緑町1415
- 随意契約に係る契約金額
1年当たりの委託料 80,842,080円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

建設政策課技術管理室

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

令和3年4月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
財務会計システム運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県会計局会計課
 - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年3月26日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社日立製作所北関東支店
 - (2) 所在地 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16
- 5 随意契約に係る契約金額
31,460,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号

会計課

公告

令和3年4月7日、千ヶ滝湯川用水土地改良区の定款変更を認可しました。
令和3年4月19日

長野県佐久地域振興局長 高橋 功

農地整備課

公告

令和3年4月7日、佐久市土地改良区の定款変更を認可しました。
令和3年4月19日

長野県佐久地域振興局長 高橋 功

農地整備課

公告

令和3年4月8日、長野県小県郡依田川沿岸土地改良区の定款変更を認可しました。
令和3年4月19日

長野県上田地域振興局長 永原 龍一

農地整備課

公告

令和3年3月30日、塩尻市奈良井川土地改良区の定款変更を認可しました。
令和3年4月19日

長野県松本地域振興局長 草間 康晴

農地整備課

公告

長野県中野土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和3年4月19日

長野県北信地域振興局長 直江 崇

理事

新任

氏名 住所

湯本 隆英 中野市大字笠原191番地4号

退任

氏名 住所

池田 茂 中野市中央一丁目7番6号

農地整備課